

議案第242号

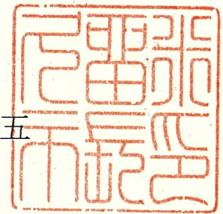
久留米市都市計画審議会会長 殿

都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、
次の事項について付議します。

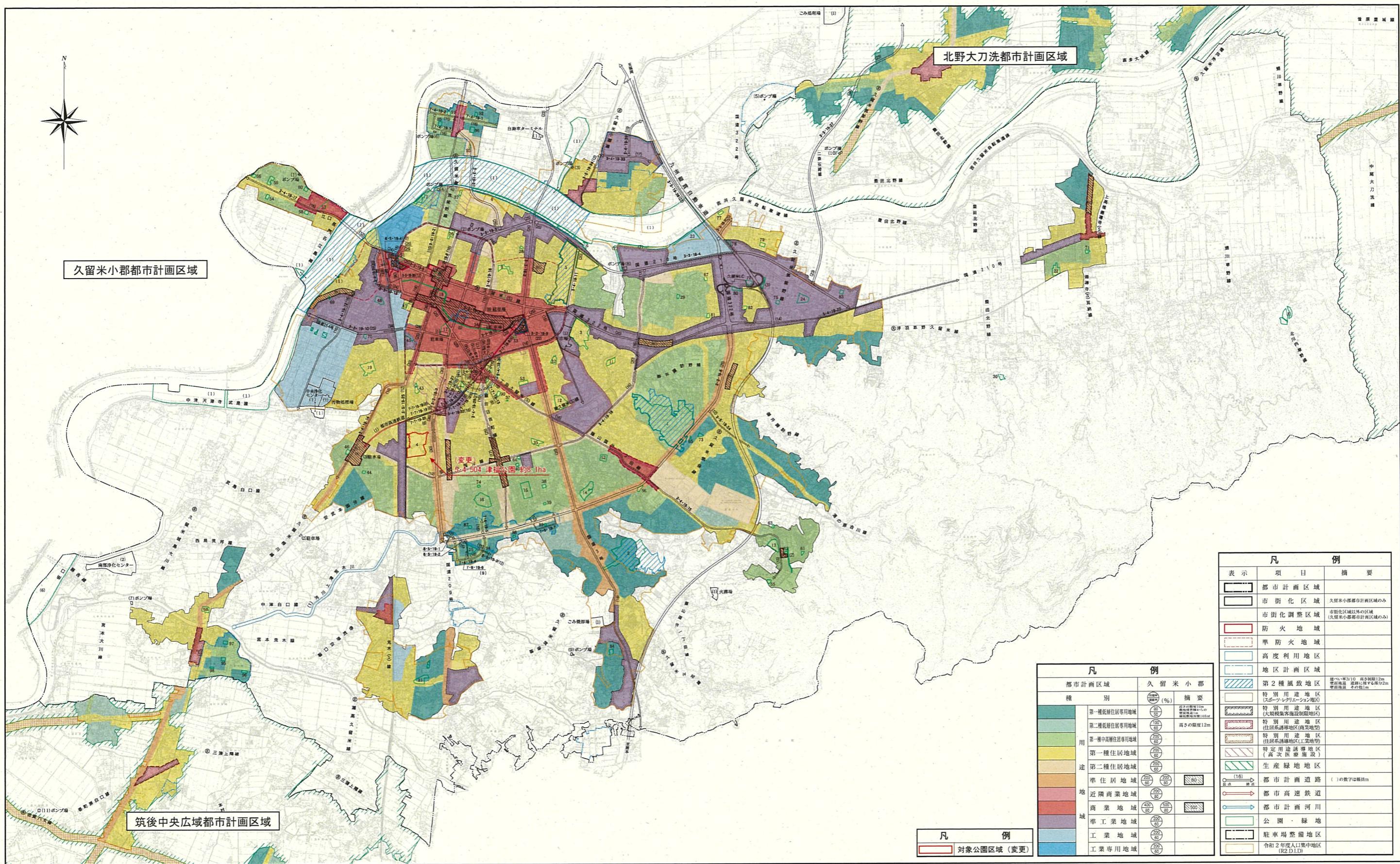
久留米小郡都市計画公園の変更（久留米市決定）について

令和7年9月1日

久留米市長 原口 新五

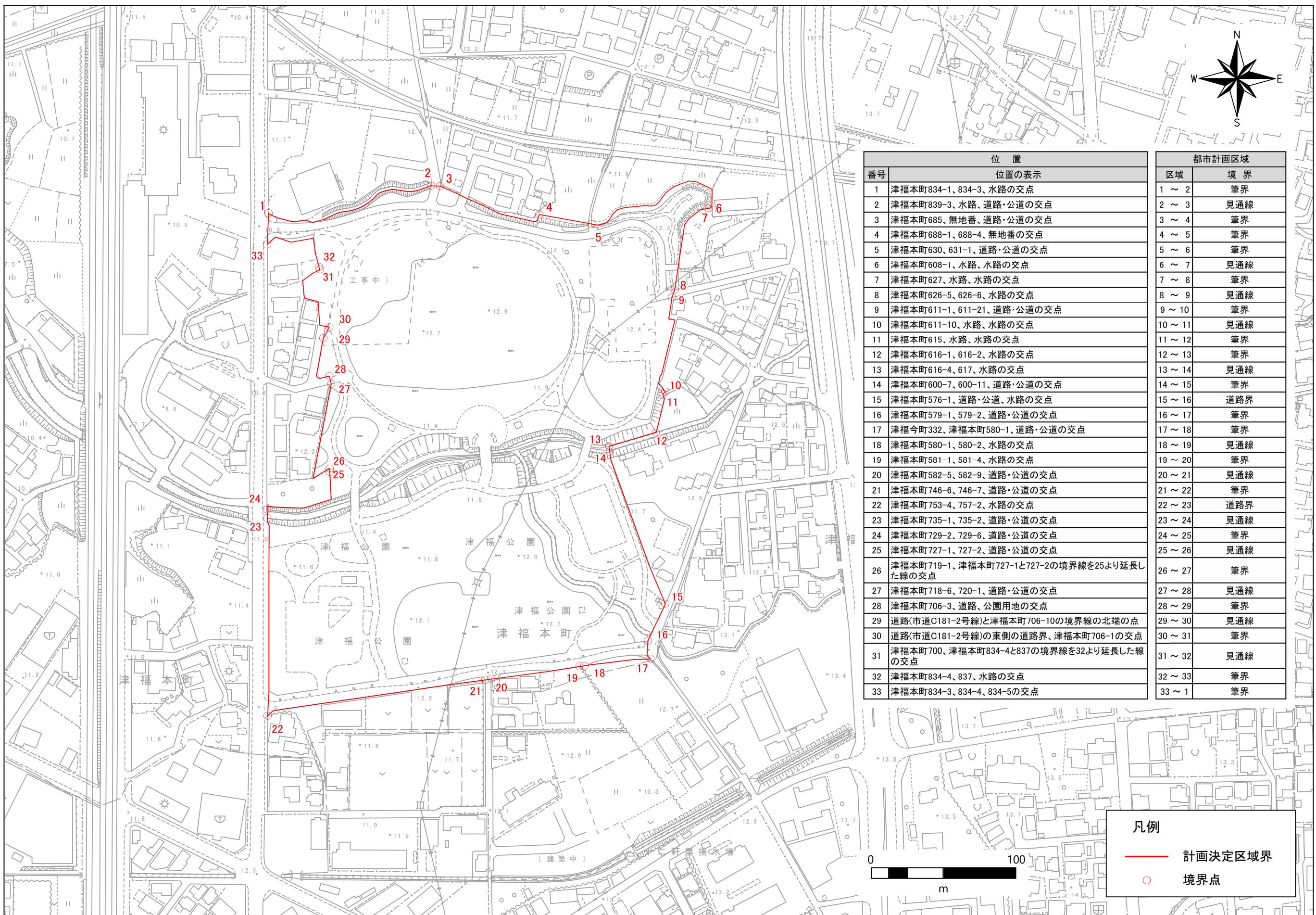


久留米小郡都市計画公園の変更（久留米市決定）
総括図 S=1/25,000



都市計画公園 5・4・504津福公園
計画図

1:2,500



久留米小郡都市計画公園の変更(久留米市決定)

久留米小郡都市計画公園中5・4・504号津福公園を次のように変更する。

種別	名 称		位 置	面積	備考
	番 号	公 園 名			
総合公園	5・4・504	津福公園	久留米市津福本町	約8.1ha	変更

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

別紙のとおり

(別紙)

理　由　書

久留米小郡都市計画公園5・4・504号津福公園は、久留米市の市街地南西地区の核となる公園として、昭和37年に都市計画決定された総合公園である。

当該公園は、昭和57年に事業に着手し、順次整備、部分供用を進め、市民の多様なレクリエーションや憩いの場として、広く市民に親しまれている。また、久留米市地域防災計画において応急仮設住宅建設候補地及び災害復旧活動拠点に指定されており、防災公園としての機能も有している。

当該公園の整備は完了し、総合公園としての機能を十分に果たしているが、当初計画区域と供用区域に一部不整合が生じており、その整合を図るため区域の変更を行うものである。